

研修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「第二種金融商品取引業内部管理統括責任者等に関する規則」に基づき、当社の第二種業内部管理統括責任者、第二種業営業責任者、および第二種業内部管理責任者に対し、当社の業務を行うにあたって必要と認められる研修等を受講させることにより、当社の内部管理態勢を強化し、もって第二種金融商品取引業等の健全な発展に資することを目的とする。

(研修の受講)

第2条 当社は、第二種業内部管理統括責任者について、第二種金融商品取引業協会（以下、「協会」という。）が定める事業年度毎に協会が実施する所定の研修を受講させることとする。

2 当社の第二種業内部管理統括責任者のうち、前項の事業年度に、日本証券業協会の「協会の内部管理責任者等に関する規則」第8条第1項に規定する内部管理統括責任者研修、または同第2項に規定する内部管理統括補助責任者研修を受講し、協会が定める様式による届出書を協会に提出した者については、前項の研修の受講を免除することとする。

3 当社は、第二種業営業責任者および第二種業内部管理責任者に対して、定期的に所要の社内研修を受講させることとする。

4 当社の第二種業営業責任者および第二種業内部管理責任者のうち、協会が実施する所定の研修を受講した者については、前項の社内研修の受講を免除することとする。

(配置状況の協会への報告)

第3条 当社は、本規程を施行するにあたり、毎年7月末現在における第二種業営業責任者および第二種業内部管理責任者の配置状況について、遅滞なく協会に報告するものとする。

附則

この規定は平成29年8月15日より施行する。

以上